

彩の国さいたま芸術劇場 自動販売機設置事業者募集要項

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団（以下「財団」という。）では、彩の国さいたま芸術劇場に飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者を募集し、総合的評価方式によって設置予定事業者を決定し、当該事業者と自動販売機設置契約を締結します。

自動販売機設置事業者の募集に参加を希望される方は、本募集要項及び仕様書をよく御確認いただき、内容を御承知の上御参加ください。

1 目的

施設利用者の利便性向上を図るとともに、設置事業者選定手続の公平性や透明性を高める。

2 応募資格要件

「平成31・32年度埼玉県飲料水等自動販売機設置事業者登録名簿」または「令和2・3年度埼玉県飲料水等自動販売機設置事業者登録名簿」に応募者が掲載されていること。

3 募集事項等

(1) 設置場所及び面積（設置台数）

物件番号	施設名称	設置場所	設置面積	台数
1	彩の国さいたま芸術劇場	ギャラリー（手前）	1 m ²	1台
		小ホール楽屋通路	1 m ²	1台
2	彩の国さいたま芸術劇場	ギャラリー（奥）	1 m ²	1台
		大ホール楽屋通路	1 m ²	1台
3	彩の国さいたま芸術劇場	情報プラザ（奥）	1 m ²	1台
		地下2階ラウンジ（手前）	1 m ²	1台
4	彩の国さいたま芸術劇場	情報プラザ（手前）	1 m ²	1台
		地下2階ラウンジ（奥）	1 m ²	1台

※設置面積には、放熱余地部分を含むが、回収ボックス設置部分は含まない。

(2) 設置期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日

本公募要項において設置が決定し、契約した事業者は、財団と協議の上、原則として令和2年4月1日（水）～3日（金）の間に自動販売機を設置する。

(3) 設置条件等

別添仕様書による。

(4) 事業者の選定

事業者は、(1) の物件番号（設置箇所）ごとに選定する。

(5) 注意事項

① 参考データ

自動販売機の設置済み場所の年間売上本数

[平成30年度実績]

設置場所	年間売上本数	備考
ガレリア	13,002本	設置2台の合計本数
地下2階ラウンジ	1,643本	設置2台の合計本数
情報プラザ	22,732本	設置2台の合計本数
大ホール楽屋通路	5,543本	
小ホール楽屋通路	1,812本	

② 彩の国さいたま芸術劇場内の自動販売機設置場所について

- ・ガレリア…総合インフォメーションに近く、主として稽古場・練習室及び音楽ホール利用者が利用。
- ・地下2階ラウンジ…主として練習室利用者が利用。
- ・情報プラザ…主として大ホール、小ホール、音楽ホール、映像ホール来場者が利用。
- ・大ホール楽屋…大ホール出演者及び関係スタッフが利用
- ・小ホール楽屋…小ホール出演者及び関係スタッフが利用

4 応募手続き

(1) 参加申込み

参加を希望する者は、参加申込書等（ウに掲げる書類）を提出しなければならない。

なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出期間

令和2年2月19日（水）から2月28日（金）までの日の午前9時から午後7時までの間（ただし、休館日を除く。）

イ 提出場所

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団 総務部経営企画課

埼玉県さいたま市中央区上峰3-15-1

電話：048-858-5502

ウ 提出書類（提出部数は各 1 部。ただし、複数物件を申し込む場合は、下記注 2 参照）

	提出書類
①	参加申込書（様式第 1 号）
②	販売手数料提案書（様式第 2 号）
③	自動販売機設置に係る提案書（様式第 3 号）
④	設置する自動販売機のカタログ
⑤	自動販売機設置事業者登録書（写）及び設置事業者登録名簿申請書（写）

注 1 法人の場合には、代表者印とすること。

ただし、「平成 31・32 年度埼玉県飲料水等自動販売機設置事業者登録名簿」又は「令和 2・3 年度埼玉県飲料水等自動販売機設置事業者登録名簿」登載手続の際、代理人を定める委任状を提出している場合、又は代表者印と異なる印を使用する申請をしている場合は、その使用する印鑑とする。

注 2 複数物件を申し込む場合、②③及び④については、物件番号ごとに 1 部、他の書類は 1 部を提出のこと。

注 3 販売手数料提案書（様式第 2 号）は、封筒に入れた後、封筒の継目部分に割印（担当者印で可）し、提出のこと。

注 4 設置する自動販売機が特定できるようカタログに明記しておくこと。

（2）提出方法

提出期間内に、提出に必要な書類を提出場所に直接持参すること。ただし、直接持参ができない場合は郵便の受付も認めるが、封筒に「自動販売機参加申込書」と朱書きし、必ず書留郵便で提出場所あてに提出期間内に必着するよう送付すること。（宅配便、電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。）

（3）販売手数料提案書（様式第 2 号）の記載内容

記載する内容は、総売り上げに対する割合（％）とする。

5 提出書類に関する説明

選定事務の担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、参加者の負担において説明をしなければならない。

6 設置予定事業者の決定方法等

（1）設置予定事業者の決定方法

次に掲げる各要件のいずれにも該当する応募者のうち、内容点及び価格点の合計点数（以下、「総得点」という。）の最も高い者を設置予定事業者とする。

ア 販売手数料提案書（様式第 2 号）に記載された割合が、30%以上であるこ

と。

イ 自動販売機設置に係る提案書（様式第3号）（以下「提案書」という。）の各提案内容が、すべて記載されていること。

なお、該当なしの場合はその旨を記載のこと。

具体的選定方法

応募者は、3（1）の「物件番号」ごとに応募することができる。設置予定事業者は、「総得点」の最も高い者とする。ただし、物件番号1と2、3と4は、それぞれ異なる設置予定事業者となるよう選定する。

ただし、応募者数の状況から、この選定方法を採用すると設置予定事業者を選定できない物件については、この選定方法を採用しないものとする。

（2）総得点の算定方法

$$\text{総得点} = \text{内容点} + \text{価格点}$$

評価項目及び評価点

	評価項目		評価の視点	配点
内容点	1	設置施設対応	設置施設への協力、故障時の対応など	10点
	2	自動販売機機能	省エネルギー性能、災害時に飲料提供が可能な防災対策機能などの附加機能	15点
	3	商品内容	販売商品内容	15点
	内容点計			40点
価格点	提案価格	提案手数料に基づき算定	60点	
総得点				100点

※ 総得点の最も高い者が2者以上あるときは、内容点の高い者を設置予定事業者とする。また、総得点の最も高い2者以上の者の内容点と同点の場合は、当財団が公正かつ厳正に抽選を行い、設置予定事業者を決定する。

（3）審査の方法

本件に係る落札者を決定するにあたり、提案書等を公正に審査し、設置予定事業者の優先順位を審議するため、「自動販売機設置事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（4）設置予定事業者の決定時期

選定は、令和2年3月上旬に行う予定である。

(5) 選定結果の通知

令和2年3月6日（金）以降、選定された者に対しては選定された旨を、算定されなかった者に対しては選定されなかった旨を、それぞれ書面により通知する。

(6) 設置予定事業者決定の例外

設置予定事業者の決定時期において応募資格を満たしていない者は、設置予定事業者としない。

また、総得点の最も高い者を設置予定事業者とすることが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不相当と認められる場合は、その者から、事情を聴取の上、合理的な理由がないと認められるときは、その者を設置予定事業者とせず、次点の者を設置予定事業者とする。

7 無効な応募等

(1) 次のいずれかに該当する応募は無効とする。

ア 不正行為による応募

イ 販売手数料提案書の手数料率、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき

ウ 販売手数料提案書の記名押印を欠くもの及び手数料率を訂正したもの

エ 参加申込書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行ったもの

オ その他募集に関する規定等に違反した応募

(2) その他

ア 提出した提出書類は、提出期限を過ぎた後は、書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。ただし、財団から補正を求められた場合は、この限りではない。

イ 設置予定事業者を公正に選定できないなど、特別な事情があると認めるときは、選定時期を延期し、又は取り止めることがある。

8 契約

(1) 別添契約書のとおりとする。

(2) 設置予定事業者は令和2年3月25日（水）までに、契約書に記名押印の上、財団に提出し、財団と自動販売機設置契約を締結する。

9 設置予定事業者の決定取消し等

(1) 次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消すものとする。

ア 上記8の(2)に示す期日までに、契約書が提出されなかったとき

- イ 応募の提案内容に虚偽の報告があったとき
- ウ 設置予定事業者が応募者の資格を失ったとき
- エ 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置予定事業者として相応しくないと財団が判断したとき

(2) (1)により、設置予定事業者の決定を取り消したとき及び設置予定事業者が契約を締結しないときは、委員会の審査において次点の者と随意契約交渉を行う。

10 質問方法

自動販売機設置事業者募集要項等に対する質問方法等は、次による。

(1) 質問の方法

質問は、令和2年2月7日（金）から令和2年2月13日（木）午後5時まで、質問書（様式第4号）の様式を使用し、原則として電子メール（又はFAX）により、下記12に示すメールアドレスあてに提出する。

（注意）質問は必要最小限とすること。

受付期間以外の質問及び指定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。ただし、入札手続など事務手続に関する質問はこの限りではない。

なお、質問書を提出する際には、必ず電話で提出した旨を連絡すること。

(2) 質問への回答

原則として、質問者に対し電子メールで個別に回答する。また、各設置業者に共通する質問事項及び回答は、とりまとめて令和2年2月18日（火）までに、全ての応募者の担当者あてに一斉メールをする。

11 その他

(1) 本書に定めがない事項は、公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団財務規程の定めるところによる。

(2) 本書を入手した者は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはならない。

(3) 申請書に虚偽の記載をした場合は、取引停止措置を行うことがある。

(4) 設置期間中に改修工事に伴う約1年6月間の休館となる可能性がある。

改修工事が実施される場合、当該期間における自動販売機の設置に関して別途協議する。

12 問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区上峰3-15-1

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団 総務部経営企画課又は劇場部利用調整課

TEL：048-858-5502 又は048-858-5501

FAX : 0 4 8 - 8 5 8 - 5 5 1 5

E-mail : riyousha@saf.or.jp